

平成 29 年 8 月 28 日

光が丘第四中学校跡施設活用検討会議の概要について

1 設置目的

「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」に伴い、平成 31 年 3 月をもって閉校する光が丘第四中学校の跡施設の有効活用について検討するため、光が丘第四中学校跡施設活用検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をまとめ、区長に報告する。

- (1) 学校跡施設に導入すべき機能
- (2) 学校跡施設に整備すべき施設
- (3) 学校跡施設の有効活用にあたり配慮すべき事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 公募する区民

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。

会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

検討会議は、原則公開で行うものとする。

検討会議の会議録は、原則公開とする。

7 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事は、企画部長とする。

事務局は、企画部企画課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。

8 今後のスケジュール

平成 29 年 8 月～11 月 検討会議の設置・検討・報告

12 月 学校跡施設活用計画（素案）の公表

12 月～30 年 1 月 説明会の開催および区民意見反映制度の実施

3 月 学校跡施設活用計画の策定